要件確認一覧表

居宅介護	訪問系	(1)利用者又は職員に感染者が発生した事業所(職員
重度訪問介護		に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した事業
同行援護		所を含む。)
行動援護		(2)濃厚接触者である利用者に対応した事業所
就労定着支援	 	
自立生活援助		
療養介護	通所系	(1)利用者又は職員に感染者が発生した事業所(職員
生活介護		に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した事業
自立訓練(機能・生活)		所を含む。)
就労移行支援		(2)京都府又は本市から休業要請を受けた事業所
就労継続支援(A • B)	'	(3)(1)又は(2)を除く事業所のうち、利用者の居宅に
		おいてできる限りのサービスを提供した事業所
短期入所	短期入所	(1)利用者又は職員に感染者が発生した事業所(職員
		に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した事業
		所を含む。)
'	7	(2)京都府又は本市から休業要請を受けた事業所
		(3) 濃厚接触者である利用者に対応した事業所
施設入所支援	障害者支援	(1)利用者又は職員に感染者が発生した事業所(職員
共同生活援助	施設等	に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した事業
		所を含む。)
		(2)濃厚接触者である利用者に対応した事業所
	'	(3)発熱等の症状を呈する職員に対し、一定の要件の
		もと、自費で検査を実施した事業所
計画相談支援	相談支援	(1)利用者又は職員に感染者が発生した事業所(職員
地域移行支援		に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した事業
地域定着支援		所を含む。)
	J [